

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第34号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 この条例において、「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u> 、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。） <u>、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</u>	(定義) 第2条 略 2 この条例において、「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。） <u>、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</u>

附 則

この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。